

令和8年4月21日宣告

令和8年（う）第8号

主 文

本件控訴を棄却する。

5 当審における未決勾留日数中80日を原判決の刑に算入する。

理 由

第1 弁護人の控訴理由（事実誤認、量刑不当）

1 原判決には、犯人性及び完全責任能力を認めた点で、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある。

10 2 被告人を懲役22年に処した原判決の量刑は重すぎて不当であり、懲役16年程度が相当である。

第2 控訴理由に対する判断

15 1 原判示各事実の概要は、被告人が、①商業施設のイートインコーナーで、面識のない高齢女性の背後から、殺意をもってその右側頸部を果物ナイフで突き刺すなどし、搬送先の病院で失血死させ（第1）、②正当な理由なく上記ナイフ1本を携

2 犯人性に関する事実誤認の主張について（以下、略称は原判決の例による）

(1) 原判決は、要旨、次のとおり説示し、被告人が原判示第1の殺人の犯人であると認めた。

20 A（110番通報者）が目撃したイートインコーナーの椅子に座る被害者の背後からその右側頸部付近に右手に持った本件ナイフを近づけるなどしていた男性と、同所で現行犯人逮捕された被告人は同一人物であり、その際、イートインコーナーには被害者と被告人以外の人物はいなかったことに加え、被告人の右手に被害者のDNA型が含まれていると考えて矛盾しない血痕様のものが付着していたこと、本
25 件ナイフの近くに遺留されたこれと対になる鞆から被告人の指紋が検出されたことも併せ考慮すると、被告人の犯人性が強く推認でき、この推認を妨げる事情は見当

たらない。

(2) この原判決の認定が、論理則、経験則等に照らし不合理とはいえない。

所論は、①被害者を刺した犯人は被害者の血液を多量に浴びているはずであるが、被告人は手に僅かに血が付いているだけで顔や服には血が付いていない、②Aは中
5 年男性が高齢女性（被害者）に覆いかぶさる前の状況は見えていない、③現場にいた
被告人がビニール袋内にあった本件ナイフの鞘と思われる物に無意識に触れること
はあり得る、と指摘し、直前に何者かが本件ナイフで被害者を刺して逃げ、そこに
来た被告人が本件ナイフを拾い、被害者の様子を覗き込むようにしていたところを
Aらが目撃したことも十分あり得ると主張する。

10 しかし、①犯人は被害者の血液を多量に浴びているはずとの点については、椅子
に座る被害者の背後から前頸部及び右側頸部を刺したという犯行態様に鑑みれば、
顔や服に必ず血が付くはずであるとはいえない。②Aの目撃内容については、同人
は被害者が出血する状況や犯人が被害者の首の右側辺りを本件ナイフで刺している
ような状況も目撃している。③鞘の指紋については、本件ナイフと対になる鞘は2
15 枚以上のビニール袋が重ねられた中に入った状態で遺留されていたのであるから、
その場にただけの被告人が無意識に触れたとは考えにくい。以上からすれば、A
が目撃する直前に被害者を刺した別人がおり、被告人は被害者の様子を覗き込んで
いただけなどという仮説は成り立たない。所論は採用できない。

3 責任能力に関する事実誤認の主張について

20 (1) 原判決は、起訴前鑑定を担当したB医師の意見を踏まえ、要旨、次のとおり
説示し、完全責任能力が認められると判断した。

被告人が否認しているため犯行動機は判然としないが、防犯カメラ映像を見る限り、
犯行直前に被告人と被害者の間で何らかのやり取りがあった可能性は低く、当
時の被告人は、所持金が僅かで、姉らによる送金が停止され、執拗に送金要求をす
25 るなど経済的に追い込まれた状態にあり、経済的問題を背景に、同人らに対する当
てつけ的な意味合いや自暴自棄になるなどして本件犯行に及んだものとも考え得る

ところ、これを前提としても、一見して飛躍のある手段を選択し、実行している点には妄想性パーソナリティ障害を前提とした自己中心的で社会規範の乏しいパーソナリティ傾向等が影響していた可能性は否定できない。しかし、被告人は、犯行に当たり、本件ナイフを自宅から持ち出し、本件店舗でそれを隠匿して持ち歩き、人目に付きにくい場所に高齢の被害者が一人でいるのを発見すると、被害者の背後から首を狙って本件ナイフで突き刺すなどし、目撃したAから怒鳴られると、本件ナイフを落として一、二歩下がり、同人が110番通報をしようとした隙に被害者を再び攻撃しようとしたものの、Cに組みつかれると、抵抗せずに本件ナイフを置き、臨場した警察官に引き渡されるままになるなど、犯行遂行のため合目的な行動をとっており、犯行時や前後の行動に幻覚妄想等をうかがわせる異常な点は見受けられないこと、警察官に対し、本件について一切語らず、「弁護士にしてください」と述べるのみであるなど犯行後に自己防御的行動をとっていることからすれば、被告人は、殺人行為を悪いことと認識し、目的や周囲の状況等に応じて行為を制御したり実際に行動に移したりしていたといえ、正常な精神機能が十分に残っていたと評価できる。

(2) B医師の意見を採用し得ない合理的事情はなく、これを踏まえて完全責任能力を認めた原判断が論理則、経験則等に照らして不合理であるとはいえない。

所論は、①被告人は、令和6年6月17日頃から幻覚が見え、幻聴が聞こえていたが、病人だと思われるのが嫌でこれらが無いと言っていたものであり、幻覚があるならそれがないことを被告人が統合失調症でないことの大きな理由とするB医師の判断は全く違っていたはずである、②金銭的に窮したからといって、送金を止めた姉らではなく無関係の高齢女性を刺すのは全く理解不能であり、自暴自棄になって犯行に及んだとすれば自己防御的な行動をとるのは犯行の目的と相反する、と指摘し、被告人は責任能力が欠けていた又は著しく低下していたと主張する。

しかし、①被告人の言動がB医師の判断を誤らせた可能性について、同医師は、統合失調症患者が病人と思われたくないという理由で幻視や幻聴の存在を隠すこと

は基本的にあり得ない、被告人の逮捕後に出現した幻視や幻聴はいわゆる拘禁反応と解される、被告人が鑑定入院中に幻覚を主張していたとしても診断結果は大きく変わらないと述べているところである。同医師は鑑定期間の当初から統合失調症との鑑別を意識し、被告人が幻覚や幻聴を否定し、自身の精神症状について話すのを拒否することを踏まえて生活状況や行動を観察し、幻覚や妄想の影響を疑わせるような言動や行動が認められないなどとして、統合失調症を除外したものである。所論はB医師の上記診断を採用し得ない合理的事情を指摘できていない。②犯行動機が理解不能との点については、そもそも自暴自棄になって無関係の被害者に対し通り魔的犯行に及ぶことは社会的類型としてしばしばみられるところであり、その後自己防御的な行動をとる例も決して珍しくはない。加えて本件では、被告人は姉らに対する送金要求の手紙に「過去の秘密をばらす。万引きする。犯罪者家族として生きていく練習しとけ」などと姉らに対する当てつけとして無関係な者への犯罪行為に及ぶことを想起させる脅し文句を記載しているのであるから、原判決がそれらを考え得る動機として指摘したのも首肯できる。そうすると、一見して飛躍のある殺人を決意し、実行したことには、被告人の自己中心的で社会規範の乏しいパーソナリティ傾向等が影響していた可能性があるが、犯行時及びその前後の被告人の行動等に照らし、正常な精神機能が十分に残っていたと評価し、完全責任能力を有していたとした原判決は不合理ではない。

4 量刑不当の主張について

(1) 原判決は、強固な殺意に基づく残忍な態様であり、生命侵害の危険性、生命軽視の度合いが高い、結果は重大であり、妄想性パーソナリティ障害による精神症状が動機の形成や殺害を選択・実行したことに影響していた可能性があるものの、正常な精神機能が十分に残っていた以上、考慮するにも限界があり、通り魔的な要素も備えた意思決定は強い非難を免れないと指摘し、同種事案の量刑傾向の中で有期懲役刑を選択した上での処断刑の上限やそれに近い部類に位置付けられるとし、自身の行為に向き合って反省する様子が見られないことも考慮し、求刑どおり懲役

22年が相当と判断した。

(2) 弁護人は、被告人に妄想性パーソナリティ障害があることを考慮すれば、同種犯罪の事実上最長の刑である懲役22年は明らかに重すぎると主張する。

しかし、パーソナリティ障害があるというだけで一律に大きく酌むべきということにはならず、量刑はあくまでも個別具体的な事情によるべきものである。上記のとおり、正常な精神機能が十分に残っていたとする原判決の判断に誤りはないのであるから、上記精神障害の影響を考慮するにも限界があったとした原判決の評価が不当であるなどとはいえない。そして、本件が、通り魔的に反撃可能性の低い無関係の高齢女性を狙った卑劣極まりない犯行で、動機・経緯に酌むべき事情がなく、背後から首を刃物で強く突き刺すという残忍な犯行態様であるなど犯情が極めて悪い一方、酌むべき一般情状も見当たらない事案であることに鑑みれば、これらの事情を総合し、有期懲役刑を選択した上で処断刑の上限付近と位置付けた原審裁判員裁判の量刑判断は尊重されるべきである。原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえない。

15 第3 適用した法令

刑訴法396条、刑法21条、刑訴法181条1項ただし書

令和8年4月21日

福岡高等裁判所第1刑事部

20 裁判長裁判官 岡 部 豪

裁判官 内 藤 恵 美 子

25

裁判官 大 友 真 紀 子